

ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

本校は、次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

1. 看護の対象となる人間を理解し多様な価値観や生き方を尊重できる力
 - ・人間を生活者として統合的に理解することができる
 - ・看護の対象となる人々と援助的関係を形成できる
 - ・人間の健康と環境を関連させて捉えることができる
2. 看護専門職として倫理観に基づいて行動できる力
 - ・対象の尊厳と権利を守るために倫理的な態度に気づくことができる
 - ・人間を尊重し看護に必要な倫理を身につけることができる
 - ・命を尊び、人の生死に対し真摯に向き合うことができる
3. 科学的根拠に基づいた看護を実践する力
 - ・看護に必要な知識や技術、態度を関連させて捉えることができる
 - ・科学的な根拠とその状況に応じた看護を実践できる
 - ・問題発見と課題解決にむけて主体的に取り組むことができる
4. 保健医療福祉チームの一員として、連携・協働できる力
 - ・様々な職種役割を理解し、尊重できる
 - ・保健医療福祉チームの一員として自覚と責任をもつことができる
 - ・医療施設のみならず地域包括ケアシステムをふまえ、看護を実践できる
5. 自己成長し続ける力
 - ・保健医療福祉の動向に対して興味や関心をもつことができる
 - ・日々の看護を振り返り、自己の課題に気づき解決するための努力ができる
 - ・共に学び合うことができる

（単位の認定及び成績の評価）

第22条 学校長は、授業科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者に単位の取得を認定する。

- 2 成績の評価は、試験または実習評価に基づき行う。
- 3 評価の時期は、科目終了時とする。
- 4 評価は、優、良、可、不可で表し、優・良・可を合格とする。
- 5 その他、必要な事項は履修規定に定める。

（卒業の認定）

第26条 学校長は、第21条に定める授業科目を履修し、別表1に定める卒業に必要な単位を修得した者に対して、教育会議の議を経て卒業を認定する。